

(別記様式3)

群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザの管理における 指定管理者制度活用の実施方針

1 基本的事項

(1) 施設の概要

所在地	前橋市新前橋町 13-12 (群馬県社会福祉総合センター 3階)
設置年月日	平成10年2月1日
敷地面積	— (入居施設)
主な施設・建物	425.39 m ² (事務室 51.12 m ² 、閲覧室 46.76 m ² 、ビデオ試写室・保管室 56.11 m ² 、機器保管室 14.25 m ² 、スタジオ調整室 63.36 m ² 、ボランティア室(1)17.36 m ² 、ボランティア室(2)36.40 m ² 、相談室(1)9.00 m ² 、相談室(2)9.00 m ² 、通路 122.03 m ²)

(2) 施設の設置目的

聴覚障害者のコミュニケーションを支援し、聴覚障害者の自立と社会参加を促進することを目的とし、次の業務を行う。

- ア 手話通訳者・要約筆記者の派遣・養成
- イ 聴覚障害者用録画物の製作・収集及び貸出
- ウ 聴覚障害者用情報機器の貸出
- エ 聴覚障害者からの相談対応

(3) 指定管理者制度活用の目的

他に類似する施設がなく、聴覚障害者の福祉を向上させるためには必要不可欠であることから県が設置している。管理運営については、聴覚障害者の要望等を踏まえつつ、民間等が持つ創造的で柔軟な発想や豊富な知識を引き続き活用することにより、管理運営経費の縮減を図りながら、施設の効用を最大限発揮し、聴覚障害者へのサービス提供を行うことが可能と考えられる。

(4) 指定の期間 (予定)

5年間 (令和4年4月～9年3月)

(5) 利用料金制採用の有無

利用料金制を採用しない。

理由：身体障害者福祉法に定められている聴覚障害者に対する情報提供を行う施設であり、情報保障を受ける聴覚障害者の権利保護の観点から利用料金を徴収しないため。

(6) 指定管理者に支払う施設管理費用の上限額（予定）

5年間の総額	224,400千円	（	令和4年度	44,880千円	）
			令和5年度	44,880千円	
			令和6年度	44,880千円	
			令和7年度	44,880千円	
			令和8年度	44,880千円	）

(7) 施設の管理運営方針

聴覚障害者に対して情報を提供し、手話通訳者の派遣等を行い、及び聴覚障害者の相談に応じることにより、聴覚障害者のコミュニケーションの支援を行い、もって聴覚障害者の自立と社会参加を促進するという設置目的に基づき、以下の点に留意しつつ、管理・運営を行うこと。

- ア 公の施設運営の責務を認識しつつ、関係法令を遵守すること。
- イ 利用者の意見を管理・運営に反映させること。
- ウ 新しい生活様式に沿って適切な感染防止対策を講じること。
- エ 個人情報の保護を徹底すること。
- オ 効率的な施設運営を行うこと。
- カ 経費の削減に努めること。

(8) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

ア 業務内容

(ア) 事業に関すること

- a 聴覚障害者用の録画物その他必要な資料を製作し、又は収集し、聴覚障害者の利用に供する業務
 - ①字幕入り映像ライブラリー事業（字幕入りビデオ・DVDの自主製作・収集及び貸出し）
- b 手話通訳者及び要約筆記者の派遣及び養成に関する業務
 - ①手話通訳者派遣、②要約筆記者派遣、③手話通訳者養成講座、④登録手話通訳者研修、⑤要約筆記者養成講座、⑥登録要約筆記者研修、⑦字幕製作ボランティア・手話通訳者等に対する各種講習会等の開催、⑧市町村のコミュニケーション支援事業に対する支援、⑨手話通訳者認定試験の実施⑩要約筆記者認定試験の実施
- c 聴覚障害者用の情報機器の貸出しに関する業務
- d 聴覚障害者の相談に関する業務
- e その他コミュニケーションプラザの設置の目的を達成するために必要な業務
 - ①ボランティア室貸出、②中途失聴・難聴者のための講座、③頸肩腕障害特殊健診、④情報提供事業（機関紙発行等）、⑤県民への啓発普及活動、⑥各種団体・行政機関等からの委託・依頼に基づく字幕入りビデオ製作等の業務、⑦関係機関との連絡調整

- (イ) 運営・管理に関すること
- (ウ) 施設、設備及び備品の修繕・維持管理に関すること
- (エ) 施設等の使用承認

イ 要求水準

募集要項において、必要に応じ具体的な要求基準を定める。

ウ 成果目標

- ・年間利用件数 3,000人

(ビデオ等貸出者数、情報機器貸出者数、手話通訳・要約筆記派遣者数、相談件数の合計)

- ・手話通訳者全国統一試験受験者数 35人/年
- ・手話通訳者全国統一試験合格率(5年平均) 15%以上
- ・要約筆記者統一試験受験者数 20人/年
- ・要約筆記者統一試験合格率(5年平均) 35%以上

その他、応募者に具体的な成果目標を提示させる。

2 募集及び候補者選定等に関する事項

(1) 募集の方法

公募とする。

(2) 審査の方法及び選定基準等

ア 審査の方法

候補者選定における透明性・公正性を高めるため、県職員以外の民間委員で構成する選定委員会を設置し、応募者から提出された事業計画書等について、選定要項において定める選定基準に基づいて総合的な審査を行う。

イ 選定委員会の構成

財務会計及び労務管理等に関する有識者、福祉分野に関する有識者等から8名程度を選任する予定である。

ウ 選定基準

(ア) 指定管理者の指定を受けようとする団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

(イ) 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること。

(ウ) 事業計画の内容が、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。

(エ) 事業計画の内容が、施設の管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。

(オ) 事業計画の内容が、利用者要望への対応、地域貢献、防災対策・緊急時の対応等、その他必要と認める基準を満たすものであること。

※ 選定基準ごとの詳細な審査項目、審査内容及び配点については、選定委員会で決定し、選定要項において定める。

エ 審査経過の公開

応募者及び提出された事業計画の概要、選定委員会の審査概要及び審査結果は、応募者の利益及び選定の公正性を損なわない範囲で、逐次公開する。

3 今後の日程（予定）に関する事項

実施方針の県議会への報告	令和3年 6月
選定委員会の設置	6月
募集期間	7月～8月
応募状況の県議会への報告	9月
審査の実施	9月～11月
候補者の選定（候補者としての適否の判定）	11月
指定及び債務負担行為に係る議案上程 （審査経過の県議会への報告）	11月
指定、協定の締結、引継	令和4年 1月～3月
指定管理期間開始	4月

4 （参考）現在の管理状況

(1) 施設の管理者

社会福祉法人群馬県社会福祉事業団及び一般社団法人群馬県聴覚障害者連盟の共同体

(2) 施設管理経費の実績（指定管理業務相当部分）

令和元年度実績

単位：千円

収入		支出	
指定管理料	43,958	人件費	27,694
受託料	1,888	事業費	10,223
その他	111	事務費	3,595
		その他	3,890
収入合計	45,957	支出合計	45,402

(3) 施設利用の実績

令和元年度実績 年間利用件数 3,004件

（ビデオ等貸出件数、情報機器貸出件数、ボランティア室貸出回数、手話通訳・要約筆記派遣件数、相談件数の合計）